

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 3 7 号

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市国民健康保険条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後	改 正 前
（一部負担金の徴収手続） 第 1 1 条 法第 3 6 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に定める給付を受けたとき又は法第 4 4 条第 1 項の規定により一部負担金の徴収猶予を受けた場合においては、当該世帯主は当該一部負担金を市長の交付する納額告知書によりその指定期限までに納付しなければならない。 （一部負担金の減免又は徴収猶予） 第 1 2 条 略 2 前項の規定による承認書の交付を受けた者が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けようとする場合は、<u>電磁的方法又は資格確認書の提示により被保険者の資格に係る情報を提供するとともに</u>、当該承認	（一部負担金の徴収手続） 第 1 1 条 法第 3 6 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に定める給付を受けたとき又は法第 4 4 条第 1 項若しくは法第 5 2 条第 3 項の規定により一部負担金の徴収猶予を受けた場合においては、当該世帯主は当該一部負担金を市長の交付する納額告知書によりその指定期限までに納付しなければならない。 （一部負担金の減免又は徴収猶予） 第 1 2 条 略 2 前項の規定による承認書の交付を受けた者が、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けようとする場合は、<u>被保険者証に当該承認書を添えて提出しなければならない。</u>

改 正 後	改 正 前
書を提出しなければならない。 第 1 3 条 <u>削除</u> 第 1 4 条 第 1 2 条の規定による一部負担金の減額又は免除若しくは徴収猶予は、次の各号のいずれかに該当するものにつき審査の上決定するものとする。この場合において、徴収猶予すべき期間は、被保険者が当該一部負担金につき、保険医療機関又は保険薬局に支払うべき日から 6 箇月 <u>(急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る一部負担金については、資力の活用が可能になるまでの期間として最長 1 年)</u> 以内とする。 (1) 及び (2) 略 <u>(3) 事業又は業務を休廃止したことにより収入が減少し、生活が著しく困難であると認められる者</u> <u>(4) 前 3 号に類する者であって市長が特に必要と認めるもの</u> 様式第 4 号及び様式第 5 号 <u>削除</u>	第 1 3 条 <u>法第 5 2 条第 3 項の規定により、看護又は移送の給付を受けた場合の一部負担金の減額又は免除若しくは徴収猶予を受けようとする者は、様式第 4 号による国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）申請書を市長に提出し、国民健康保険一部負担金減額（免除・徴収猶予）承認書（様式第 5 号）の交付を受けなければならない。</u> 第 1 4 条 前 2 条の規定による一部負担金の減額又は免除若しくは徴収猶予は、次の各号のいずれかに該当するものにつき審査の上決定するものとする。この場合において、徴収猶予すべき期間は、被保険者が当該一部負担金につき、保険医療機関又は保険薬局に支払うべき日から 6 箇月以内とする。 (1) 及び (2) 略 <u>(3) 前 2 号に類する者であって市長が特に必要と認めるもの</u> 様式第 4 号（第 1 3 条関係） 略 様式第 5 号（第 1 3 条関係） 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証に記載の有効期限内に限り、被保険者証の提示をもって改正後の総社市国民健康保険条例施行規則第 1 2 条第 2 項に規定する電磁的方法又は資格確認書の提示に代えることができる。